

西が丘小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年4月30日制定
平成31年3月27日一部改正
令和4年2月24日一部改正
令和5年4月6日一部改正

はじめに

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第十三条の規定に基づき、また「北海道いじめの防止等に関する条例」（平成26年4月1日施行）「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」（平成31年2月）を参酌し、網走市立西が丘小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童のいじめに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。
(「いじめ防止対策推進法」第二条第一項要約)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても被害者本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

(2) いじめの禁止

児童は、いかなる理由があってもいじめを行ってはけません。

(「北海道いじめの防止等に関する条例」第4条)

(3) 求められる責務

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

(「いじめ防止対策推進法」第八条)

学校は、教育活動全体を通じ「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、互いに認め合いながら課題を克服していく力や円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力、自らいじめを解決し粘り強くたくましく生きていくことができる力を育てる。

(4) 基本的な認識

- ① いじめは、「人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題」である。
 - ・「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした姿勢を示す。
 - ・いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。
- ② いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。
 - ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、児童の心を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることもあるので、学校は十分に注意することを率先して行う。
 - ・大人は日頃から毅然とした態度、個性や個人差を尊重する姿勢を示すことが大切である。
 - ・児童が互いの違い（個性や個人差）を認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境づくりを、学校、家庭、地域が連携して行う。
- ③ いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る問題」である。
 - ・いじめは、仲のよい友だち同士の間でも起こり得る。また、誰もが「いじめる側」にも、「いじめられる側」にもなり得るので、常に児童の様子に目を配る。
- ④ いじめは、「発見が難しい問題」である。
 - ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）児童の気持ちを推し量る感性を高めることが必要である。
 - ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多いので、児童が発する小さな変化を見逃さない。
- ⑤ いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。
 - ・児童が発するサインや変化をいち早く察知した者が、その児童を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

(5) 学校の基本的な姿勢

- ①教育活動全体を通じて、児童一人一人が、心豊かに、安心して「いじめのない楽しい学校生活」を送ることができるように、学校づくり・学級づくりを行う。
- ②教職員は児童に寄り添い、共感的理解に基づき一人一人の状況を把握するとともに、児童が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ③保護者や地域住民（学校評議員）、関係機関といじめ防止等に係る情報を個人情報保護に配慮しながら共有し、未然防止や早期発見、早期解決に向けて連携して対応できる体制を整える。
- ④「いじめ防止対策推進法」第二十八条にある重大事態発生時の対応に当たっては、その事態の対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、網走市教育委員会を通して教育長、網走市長へ事態発生時の報告を行い、網走市教育委員会の方針に従って処置を行う。

2. 西が丘小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ事案に対する対応のための「西が丘いじめ防止対策委員会」の設置

- ① 構成員： 校長 教頭 生徒指導担当 教務主任 養護教諭 該当児童関係教職員
スクールカウンセラー その他校長が必要と認める者。
- ② 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、外部専門家、網走市教育委員会職員、教育相談員など専門的な知見を有する者などを臨時的に構成員とすることができる。
- ③ 校長は対策委員会を主宰し、対策委員会を代表する。
- ④ 「西が丘いじめ防止対策委員会」は次に上げる事務を遂行する。
 - ア) いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合には、速やかに委員会を開き、いじめであるかどうかの判断をする。
 - イ) いじめが発生した場合、いじめに関する指導や支援の体制、対応方法を決定する。
 - ウ) いじめの対応等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認やいじめの対応の効果がみられなかったケースの検証などを行う。
 - エ) 重大事態が起きた場合、学校設置者と連携し、収束に向け速やかに対応する。
 - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときは警察署と連携して対処。
 - ・ 児童の生命、身体や財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報。
 - オ) 児童及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。
 - カ) 地域に対していじめの目撃情報などの提供を呼びかけ、連絡を受けた場合には速やかに対応する。
- ⑤ 委員会は校長が招集する。
- ⑥ その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

(2) いじめ防止、早期発見のための「生徒指導委員会」

- ア) 構成員： 全教職員
- イ) 生徒指導担当者が司会し、運営する。
- ウ) 「生徒指導委員会」は、いじめ防止と早期発見のため、従来の生徒指導上の取組に加えて次の事務を遂行する。
 - ・ 月 1 回全職員で問題行動を有する児童や気になる児童、配慮が必要となる児童についての情報交換を行い、現状や指導方法を話し合っ て共通理解を図る。職員会議と同日に定例会を行う。
 - ・ 上記以外に緊急に話し合いが必要なときは、臨時の生徒指導委員会を行う。
- エ) いじめ防止等のために、教職員の共通理解と意識啓発のための研修を生徒指導部と研修部が協力して実施する。
(予防的な生徒指導の推進等)

3. いじめの防止等の対策のための具体的な取組

「いじめ防止対策推進法」第十六条、「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」により、早期発見するために在籍する児童に対する定期的な調査、その他必要な処置を講ずる。

(1) いじめの認知

①いじめに対する理解の深化

- ・教職員や保護者のいじめに対する認知を把握するためのアンケート調査の実施、及びアンケート結果を活用した法や条例等の正しい理解やいじめに対する認知を深める。
- ・学校のいじめの防止基本方針やいじめに対する取組について、保護者の理解を図るため、入学式や各年度の開始時にいじめに関する相談窓口の周知を行うとともに、資料を配布し、説明を行うなどの取組を推進する。
- ・道内におけるいじめの防止等の機運醸成を図るための啓発事業の重点期間を設定する。

②いじめの積極的な認知に向けた取組の充実

- ・いじめの積極的な認知に向けて、いじめとして認知すべき具体例を示すとともに、教員同士が自校の実情について協議し合う機会の設定や、協議結果を踏まえた学校における研修の充実を推進する。
- ・いじめを見逃すことのないよう、アンケート調査や個人面談の実施後、管理職を含めた「西が丘小いじめ防止対策委員会」が、それらの結果の検証を適切に行うための留意点をまとめた資料を作成し、配布する。

(2) いじめの未然防止の取組

①「心の教育」の充実

- ・児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、授業や学校行事における人とのかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていこうとする意欲や態度を育成する。
- ・道徳教育や学級指導の取組等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など豊かな心を育む。
- ・小・中学校の連携で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。

②いじめが起きないようにする予防的な生徒指導の推進

- ・「西が丘小学校いきいき健康プラン」にあるピア・サポート、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング等を計画的、効果的に活用する。
- ・児童生徒理解支援ツール「ほっと」を利用し、児童のコミュニケーションスキル育成に役立たせる。

③いじめを許さない学校・学級づくり

- ・「絆づくり」「居場所づくり」に努め、学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを尊重する温かな人間関係を築かせ、自己有用感を高める。
- ・学校、学級に、暴力的ないじめの行為のみならず、いじめにつながる行為（一人を外して目くばせする、無視をする、にやにやする、顔を見て笑う、周りではやし立てる）、傍観する行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・外部講師を招いて、インターネットや携帯電話の正しい利用方法や具体的な危険についての講話を聞き、情報モラルへの理解を深める。（隔年で行う）
- ・異学年交流による活動を通して、豊かな社会性や個性の伸長を図る。
- ・常に環境整備に心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

④児童の主体的な活動の充実

- ・児童会活動や学校行事など、児童が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。
- ・児童会の運営委員会を中心に「いじめゼロ」への取組を工夫し、成果を「網走市子ども会議」で発表する。

⑤日常的な実態把握・かかわり

- ・教職員は児童に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子どもとかかわって信頼関係を築く。
- ・教職員は、児童一人一人の変化に気づく感覚や、児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。

⑥情報の引き継ぎ

- ・進級、進学の際は、児童の実態の適切な情報の引き継ぎを行う。

(3) いじめの早期発見

①いじめ調査等

児童の小さなサインを見逃さず、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査および情報交換を次の通り実施する。

ア) 児童対象いじめアンケート調査・・・生活部生徒指導が担当し、全学級で実施する
事後の教育相談と合わせて現状を把握する

イ) 教育相談週間を通じ学級担任による児童からの聞き取り調査

【面談内容】 ① 学習に関して ② 生活に関して ③ 人間関係に関して
④ 気になること、困っていること等

ウ) 定期的な「いじめチェックリスト」による点検

「いじめチェックリスト」① 前期期末反省会議、年度末反省会議で全職員によって行う。
集約は教頭が行う。

「いじめチェックリスト」② 8月・12月に各担任が行い、生徒指導担当者が集約

エ) 日常の観察

(学習中、朝の会、帰りの会等の学級活動を通しての実態の把握)

(遊び時間、給食時間、掃除の時間などを通しての実態の把握)

ア 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。

イ 朝の会等で、いつもより元気がない。

ウ 授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の児童とあまり話さない。

エ 休み時間に教室にいられない。また、保健室に行く回数が多い。

オ 親しかった友達との付き合いがなくなり、一人でいることが多い。

オ) 児童の様子の情報交換 (随時)

カ) 学級経営交流会 学年始、学期末において、学級経営上の報告の中で、学級内の人間関係、配慮を要する児童等について交流

キ) 家庭訪問等を通しての保護者との連携

ク) 校内特別支援委員会での情報収集

②いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ア) 複数のいじめ相談窓口の周知（担任、養護教諭、生徒指導担当、教務主任、教頭、校長）
- イ) 網走市スクールカウンセラーや教育相談員の活用

(4) いじめの対応

①初期対応

ア) いじめ発覚直後

- ・いじめ防止対策委員会へ報告し、情報を共有する。
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する)

イ) いじめ防止対策委員会による対応

- ・管理職（校長、教頭）を中心に情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ) 関係児童への聞き取り

- ・関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害児童

- ・信頼関係のある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないように、「いじめは絶対に許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことを伝える。

加害児童

- ・いじめの具体的な行為を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。この場合、聞き取りが長時間に及ばないようにし、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の児童

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ) 保護者への対応・関係機関への支援要請

- ・校長は「西が丘いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
 - a 被害児童とその保護者への対応
 - b 加害児童とその保護者への対応
 - c 他の児童及び保護者への対応
 - d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
 - e 別室指導や出席停止（学校教育法第35条）等の処置の検討（必要に応じて）

オ) 対応上の留意点

a 被害児童とその保護者への対応

被害児童（共感的理解に基づく支援を行い、寄り添い支える体制づくり）

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・必要に応じて、本人や保護者の了解のもと、網走市のスクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害児童の保護者（即日、家庭訪問による対応）

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・事実関係を伝えるとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、今後の学校との連携方法について話し合う。

b 加害児童とその保護者への対応

加害児童（自らの行為の責任を自覚させ、再発防止に向けた指導）

- ・いじめは人格を傷つける卑劣な行為であることを理解させ、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気づかせてしっかり反省させる。
- ・被害児童に対して、謝罪の気持ちが持てるよう、粘り強く指導する。
- ・今後の被害児童との関係を考えさせ、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
- ・成育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解しながら、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

加害児童の保護者（家庭訪問または来校による対応）

- ・管理職を含めた複数の教職員で対応する。
- ・加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
- ・加害児童への非難に陥ることなく事実関係を伝えるとともに、保護者の心情に共感的に理解しながら、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・学校の指導や支援について説明をする。
- ・被害児童への謝罪等を相談する。

c 他の児童及び保護者への対応

他の児童

- ・「いかなる理由があってもいじめはいけない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせる。
- ・「観衆や傍観者」についても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・被害児童に対する配慮について指導する。
- ・加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。

他の保護者

- ・重大事態の場合、加害・被害児童及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
- ・加害児童やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。

d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・いじめの事実を確認した場合は、網走市教育委員会への報告を行う。また、重大事態発生時の対応については、法に則して、網走市教育委員会へ報告し指導・助言、支援を求め、学校だけでは解決が困難な場合は、警察や関係機関（児童相談所、いじめ問題対策チーム）などの協力を得て、学校として組織的に動く。
- ・児童の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察に通報し、連携していじめられている児童の安全確保のために必要な処置を行う。

e 別室指導や出席停止（学校教育法第35条）等の処置の検討（必要に応じて）

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の処置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

②中期・長期対応

ア) 被害・加害児童の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する場合もあることから、被害・加害児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。

イ) いじめ事案対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ) 西が丘小学校「学校いじめ防止基本方針」見直し・改善

エ) 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級・進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

オ) 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

4. ネット上のいじめへの対応

・インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

・未然防止には、児童所有のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。（保護者所有の者を一時的に使用する場合も）早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

・「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な期間と連携して対応していくことが必要である。

5. いじめの重大事態への対処（「いじめ防止対策委員会」を核として対応する。）

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ア) 児童が自殺を企画した場合
 - イ) 身体に重大な障害を負った場合
 - ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ) 精神性の疾患を発症した場合等
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手する。
- ③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

(2) 重大事態発生時の対応

- ①連絡体制
 - ア) 発見者→担任→生徒指導担当→教頭→校長
 - イ) 校長→教育委員会学務係
 - ウ) 緊急時には、臨機応変に対応する。
 - エ) 教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
 - オ) 必要に応じて警察等関係機関に通報する。
- ②重大事態発生時の初動
 - ア) 「西が丘小いじめ防止対策委員会」の招集
 - イ) 教育委員会学務係への報告と連携
 - ウ) 調査方法（事実の究明）
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取：被害児童→周囲にいる児童→加害児童の順
 - エ) 警察への通報など関係機関との連携

6. 保護者との連携について

- (1) 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- (2) 「いじめ問題」の解決には、保護者との連携が大切であることを学校だより、参観日の全体懇談会などで伝えていく。
- (3) アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどを把握し、いじめの未然防止に努め、共に解決することで、保護者との信頼関係を深める。
- (4) インターネットや携帯電話の危険性について、資料を保護者に配布して啓発する。
- (5) 保護者向け資料「いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について」を配布し、いじめの定義や対応についての連携を図る。

7. 網走西部地区住民との連携について

- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAの集まりや学校評議委員会の会合、地域の集まり等で、いじめ問題などの健全育成に

ついでの話し合いを進める。

8. いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為がやんでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

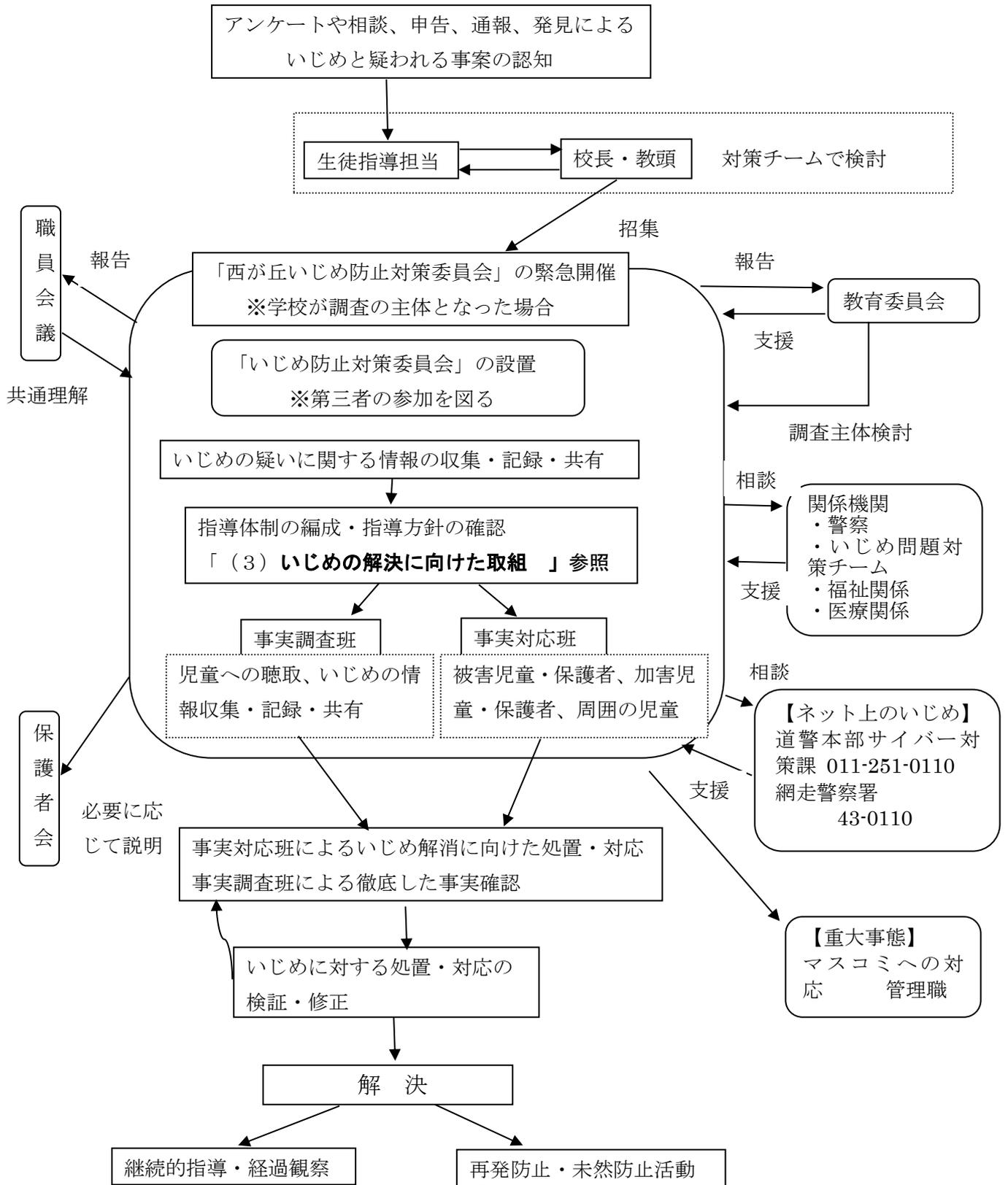
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

9. 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 西が丘小学校「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。

(2) いじめ防止対策に関する項目を学校評価(内部評価)及び保護者への学校評価アンケートに盛り込んで実施し、いじめに関する取組の検証を行う。

10. いじめ事案への組織的対応図



※ いじめ事案の内容により「西が丘いじめ防止対策委員会」の構成は柔軟に検討して校長が任命する。

※ 重大事態の調査主体が教育委員会の場合は、教育委員会への資料等の提出など調査に協力する。

いじめチェックリスト①（学校用）

実施： 9月 ・ 2月

1 指導体制

- いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議等の場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- 教師は、日常の教育活動を通して、教師と児童・生徒、児童・生徒間の好ましい人間関係の育成に努めているか。
- 児童・生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- いじめについて訴えがあったときは、学校は、問題を軽視することなく、的確に対応しているか。
- いじめられる児童・生徒を徹底して守り通すことができているか。

2 教育相談

- 校内に児童・生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- 学校における教育相談について、保護者にも十分に理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- 教育相談では、悩みをもつ児童・生徒に対して、その解消が得られるまで継続的な事後指導が適切に行われているか。
- 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。
- 教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、児童・生徒や保護者に対し周知や広報の徹底が行われているか。

3 教育活動

- 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- 道徳や学級指導・ホームルームの時間に、いじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- 学級会活動や児童・生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導・助言が行われているか。
- 児童・生徒に幅広い生活体験を積みせたり、社会性の涵養や豊かな情操を培ったりする活動の積極的な推進を図っているか。特に、「社会で許されない行為は子どもでも許さない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- 学校生活の基盤である授業は、すべての児童・生徒が参加できる、分かりやすい授業が行われているか。

4 家庭・地域社会との連携

- 学校は、PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

- 学校は、家庭に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信等を通して、家庭と緊密な連携・協力を図っているか。
- いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。
- いじめの問題解決のため、学校は必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関との連携・協力を行っているか。
- いじめの問題の情報について、正しく速やかに提供するとともに、家庭的な愛情や支え、信頼に基づく厳しさ、会話や触れ合いが解決につながることを伝えているか。

| | | | |
|--------|-------------------------|--|-----|
| 確 認 日 | 平成 年 月 日 | | |
| 確 認 者 | 校 長 | | 教 頭 |
| 課題への対応 | | | |
| | | | |

いじめチェックリスト② (担任用)

| 学 級 | | 報告 者 | | 実施日 | |
|--|--|---------|--|-----|--|
| <p>表情・態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 元気がなく、落ち込んでいる。 <input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない、態度がおどおどしている。 <input type="checkbox"/> 顔色が冴えない <input type="checkbox"/> 表情が暗く、硬い。 <input type="checkbox"/> 沈みこんだり、泣いたり、情緒不安定である。 <p>学校内での様子</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が目立ち、学校を休みがちである。 <input type="checkbox"/> 持ち物や教科書、ノートに他者からのいたづら書きがある。 <input type="checkbox"/> 教科書やノート等の持ち物をよく紛失する。 <input type="checkbox"/> 傷やあざ、鼻血を出した跡がある。 <input type="checkbox"/> 教員から離れようとせず、何かを訴えたような行動を取る。 <input type="checkbox"/> 仲間に入れずに一人でポツンとしている。 <input type="checkbox"/> 保健室の出入りが多くなる。 <input type="checkbox"/> 休み時間にトイレなどに閉じこもる。 <input type="checkbox"/> 授業前ぎりぎりに教室に戻る。または教室に戻りたがらない。 <input type="checkbox"/> 意見を述べると周囲からヤジや奇声、笑い声が出る。 <input type="checkbox"/> 勝手に席を替えられている。 <input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人で仕事をしている。 <input type="checkbox"/> 給食を食べ残すことが多くなる。 <input type="checkbox"/> 一人で掃除や片づけをしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 日記や生活ノートに不安や悩みを訴える。 <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が下がる。 <p>集団での様子</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で班長や学級代表が選ばれる。 <input type="checkbox"/> 授業中、特定の子供の方にみんなの視線が行く。 <input type="checkbox"/> いつも特定の子供の机が曲がっていたり、机が離れた状態が見られる。 <input type="checkbox"/> 掲示物や黒板に悪口の落書きがある。 <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかすグループがある。 <input type="checkbox"/> 失言を笑われる子どもがいる。 <input type="checkbox"/> 仲間に入れずに、一人になってしまう子がいる。 <input type="checkbox"/> 一人で掃除や給食の片づけをしている子どもがいる。 <input type="checkbox"/> 特定の子やグループが、一人の子に対して指示したり威嚇したりする態度が見られる。 | | | | | |

() 年 () 組 (おとこ ・ おんな)

1 あなたは、ことし4がつかからきょうまで、2 のア～カのようなことをされて、いやなおもいをしたことがありますか。

ア ある

イ ない

2 どんなことをされましたか。すべてに○をつけてください。

ア なかまはずれやむしをされる

イ たたかれたり、けられたりする

ウ ものをかくされたり、いたずらされたりする

エ わるぐちをいわれる

オ いやなメールがおくられてきたり、かきこまれたりする

カ そのほか ()

3 あなたは、2 のことで、いまもいやなおもいをしていますか。

ア している

イ していない

4 あなたは、いやなおもいをしたとき、だれにそうだんしますか。すべてに○をつけてください。

ア せんせい

イ ともだち

ウ おとうさんやおかあさん

エ きょうだい

オ でんわそうだん

カ そうだんしない

キ そのほかのひと ()

5 あなたは、ともだちがいやなおもいをしているのをみたり、きいたりしたことがありますか。

ア ある

イ ない

6 「こどもそうだんしえんセンター・でんわそうだん」をおしらせするカードをしていますか。

ア している

イ しらない

7 あなたは、いじめはどんなことがあってもゆるされないことだとおもいますか。

ア そうおもう

イ そうおもわない

ウ よくわからない

1 あなたは、ことし4月から今日まで、2のア～カのようなことをされて、いやな思いをしたことがありますか。

ア ある

イ ない

2 どんなことをされましたか。ア～カの中からすべてをえらび、○をつけてください。また、カをえらんだ人は()にどんなことをされたか、内容を書いてください。

ア 仲間はずれや無視をされる

イ たたかれたり、けられたりする

ウ 持ち物をかくされたり、いたずらされたりする

エ 悪口をいわれる

オ 傷つく内容がメールで送られてきたり、インターネットに書きこまれたりする

カ その他()

3 あなたは、2のことで、今もいやな思いをしていますか。

ア している

イ していない

4 あなたは、いやな思いをした時、だれに相談しますか。ア～キの中からすべてをえらび、○をつけてください。また、キをえらんだ人は()に相談する人を書いてください。

ア 先生

イ ともだち

ウ 父や母

エ 兄弟

オ 電話相談

カ だれにも相談しない

キ その他()

5 あなたは、4月から今日まで、ともだちがいやな思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか。

ア ある

イ ない

6 「子ども相談支援センター電話相談紹介カード」を知っていますか。

ア 知っている

イ 知らない

7 あなたは、いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか。

ア そう思う

イ そう思わない

ウ よくわからない

いじめ防止に関わる年間スケジュール

| 月 | 実施項目 | 関連事項 |
|----|-------------------------------------|----------------|
| 3 | 児童引継ぎ | 学級経営反省会議 |
| 4 | 生徒指導交流会（毎月1回） | 学級開き 家庭訪問 |
| 5 | | Q-Uの実施、分析 |
| 6 | いじめアンケート①（全児童対象） 教育相談①（全児童対象） | |
| 7 | | |
| 8 | いじめチェックリスト②（各担任） | |
| 9 | いじめチェックリスト①（全職員） | 学級経営反省会議 |
| 10 | | どさんこ子ども会議（児童会） |
| 11 | いじめアンケート②（全児童対象） | Q-Uの実施、分析 |
| 12 | 教育相談②（全児童対象） いじめチェックリスト②（各担任） | |
| 1 | | 網走市子ども会議 |
| 2 | いじめチェックリスト①（全職員） 「いじめ防止基本方針」の見直し | |
| 3 | 児童引継ぎ | 学級経営反省会議 |